

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、津山市が行う子育て支援の一つで、会員同士で育児の助け合いを行う有償のボランティア活動です。

援助の例

- ◆保護者の急用や外出の時に預かる
- ◆保育施設への送り迎え
- ◆保育施設や学校の時間外などに預かる
- ◆子どもの学校行事の時、下の子を預かる

「こんなとき」「こんなこと」を援助します

サポートの流れ

1. 依頼会員から提供会員へ依頼の申し込み
2. センター(アドバイザー)が依頼を調整し、提供会員を紹介
3. 活動開始
4. 活動終了後、提供会員から依頼会員へ直接支払い

利用料金

【利用料金】	1時間まで	30分ごとに
平日(7時~19時)	500円	250円
早朝・夜間	700円	350円
土・日・祝日・年末年始	700円	350円
軽度の病児	700円	350円

※活動終了後、依頼会員から提供会員へ直接支払います

依頼会員 0歳から小学6年生までのお子さんをお持ちの人

提供会員 子どもの保育に熱意をお持ちの人

会員の声

「成長が楽しみ」
会うたびに大きくなっていく様子が伺え、もう一度子育てを楽しませてもらっています (60代・男性)

「家族で歓迎」
子どもさんを預かる日は、家族中でお待ちかね。かわいいお客さんに家族みんなが癒やされています (40代・女性)

子どもは提供会員さんのことを大好きです。急な依頼のときも快くサポートしていただけ、仕事を続けることができ感謝しています (40代・女性)

子どもをみてもらうだけでなく、子育ての先輩として話も聞いてくださり、心強く感じています (20代・女性)

問い合わせ先 津山ファミリー・サポート・センター(津山男女共同参画センター「さん・さん」内(アルネ津山5階)) ☎31-8753

みんなの力で楽しい子育て

津山ファミリー・サポート・センター

女性のチャレンジを支援!

キャリアアップ講座(1期)開催

とき 6月15日(水)~7月21日(木)の毎週水・土曜日午前10時~午後4時(22日間)

ところ さん・さん(アルネ・津山5階)

内容 エクセル検定3級程度の技術や就業に関する知識習得など

応募資格 結婚・出産・育児・介護などで仕事を中断し、再就職を希望する女性で、講座終了後すぐに就職できる人

定員 28人(選考により決定)

受講料 無料(ただし、教材費・検定試験料など、合計1万円程度の実費負担要)

申込方法 所定の受講申込書に必要事項を記入し、ウイズセンターに郵送

問い合わせ先 〒700-0108 07 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ6階 ウイズセンター(県男女共同参画推進センター) ☎086-2335-3307、津山男女共同参画センター「さん・さん」 ☎31-2533



津山工業高等専門学校

大谷 舞さん(妙原)
金谷 英樹さん(赤磐市)
岸本 慎平さん(勝央町)
友野 貴裕さん(総社市)
春名 康宏さん(新野東)
安田 圭宏さん(真庭市)

美作大学

戸田 景子さん(高知県)
中村 隆太郎さん(広島県)
宮城 早希さん(沖縄県)

美作大学大学院

中村 宗知さん(東京都)
山崎 麻貴さん(島根県)

美作大学短期大学部

奥 直子さん(戸川町)
小谷 美幸さん(志戸部)
竹田 都さん(高知県)



箕作賞

―歴史と文化のまち 津山での勉勵をたたえて―

市では市内の大学(大学院や高専など)を優秀な成績で卒業した学生に「箕作賞」を毎年贈っています。この賞は、津山が生んだ洋学者・箕作阮甫にちなみ、市制施行50周年を記念して昭和55年に制定したものです。今年もそれぞれの学校から推薦された学生に賞状とメダルが贈られました。

洋学の先駆者を輩出した津山。ここで研鑽を積んだ学生生活を良く思い出し、今後さらに飛躍されることを願っています。

問い合わせ先 秘書広報室 ☎32-2026

7月から

子ども医療費助成制度が拡大

小学1~3年生の子ども通院分の医療費が1割負担に!

現在津山市では、通院分の医療費は小学校就学前まで、入院分の医療費は中学校3年生まで助成し、無料となっています。

新たに7月から、通院分の医療費助成の対象年齢を拡大します。現在3割となっている通院分の医療費の自己負担割合を1割とし、月の自己負担額が44,400円を超えたときには、その超過分を助成します。

対象 小学1~3年生(年齢が満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

申請手続き

①すでに「子ども医療費受給資格者証(入院用)」を持っている人
手続きは不要です。6月下旬に改めて「子ども医療費受給資格者証」を送付します

②まだ「子ども医療費受給資格者証(入院用)」を持っていない人
手続きが必要です。該当者には申請書を4月上旬に送付していますので、5月13日(金)までに申請手続きを行ってください

※生活保護を受けている人や児童養護施設などに入所している人は申請の必要はありません

※手続きが必要な人で申請書が届いていない場合は、お問い合わせください

※病院などの医療機関での受診時に、健康保険証と「子ども医療費受給資格者証」を窓口で提示してください

※県内の医療機関でのみ、使用できます。県外の医療機関で受診した場合は、こども課で払い戻しの手続きをしてください

問い合わせ先 こども課(津山こども・すこやかセンター) ☎32-2065